

16

戦後精神医療史の再検討 (1)
ライシャワー事件の読み方

橋本 明

愛知県立大学

1964年3月24日に起きたアメリカのライシャワー駐日大使刺傷事件は、日本政府を大いに動揺させた。日米関係に悪影響が出るのが懸念されたのである。アメリカ国立公文書館（メリーランド州）に保存されているファイル「ライシャワー刺傷」（Japan, 1964: POL 17 Reischauer Stabbing）には、事件直後のワシントンで武内駐米大使がラスク國務長官を訪問した際の会話メモや、日本政府と国民を代表して陳謝の意を表明した池田首相からジョンソン大統領へ、並びに大平外相からラスク國務長官へあてた電報の写しなどが収められている。これらの文書は、当該事件が「精神薄弱（feeble minded）で精神的にきわめて不安定と思われる」青年の犯行であることに言及しながら、ライシャワー襲撃が「親密で友好的な日米関係に有害な影響を及ぼすことはない」という二国間の確認をとくに強調している。

一方国内では、この事件に政治的な背後関係はなく「精神病者の発作的凶行だった」（朝日新聞、1964年3月25日朝刊「ライシャワー大使刺傷事件座談会」と認識されるや、「精神病者の野放し状態をなくせ」というキャンペーンがマスメディアをとおして急拡大していった。政府もライシャワー事件にはあわただしく対応している。事件の責任をとって国家公安委員長が辞職（同3月25日）したあと、国家公安委員会において精神障害者早期発見のための警察官による家庭訪問徹底などの方針が決定され（同4月4日）、この方針を受けた警察庁保安局長から厚生省公衆衛生局長への精神衛生法改正等についての申し入れがあり（同4月28日）、厚生大臣による精神衛生法改正および首相による「（第46通常国会会期中に間に合う部分の）一部改正」発言（同5月1日）へと進む。しかし、一部の精神科医はこの事態にいち早く反応し、法改正反対運動を展開した結果、厚生省公衆衛生局長は精神衛生審議会に精神衛生法の全面改正を諮問する旨の会見を行い（同5月8日）、厚生大臣の「改正案の国会提出は弾力的に考える」（同5月9日）という発言が引き出された。こうして、ライシャワー事件に続く精神衛生法の一部緊急改正は実施されず、法改正の審議は精神衛生審議会に委ねられ、審議会の答申（1965年1月14日）を経て、精神衛生法第12次改正が成立した（同6月1日）。精神衛生法の改正作業自体は、ライシャワー事件以前から準備されてきたものだが、この事件が精神衛生法改正のスケジュールや内容に大きく影響を与えたことは確かである。

だが、事件や法改正の単なる事実関係の検討作業から視点をそらすと、ライシャワー事件が精神医療史研究に豊かな貢献をしていることも明らかになる。まず、ライシャワー事件が日本の精神医療に与えたインパクトに関して、論者の思想的な立場あるいは時間経過による社会状況の変化によって、プラスにもマイナスにも評価されてきた。ここには、さまざまな歴史解釈の可能性が示されている。おそらく、この事件を経て改正された精神衛生法が、治安的な制度と地域精神衛生の推進といういわば対立的な内容をそれぞれ補強することになったためと考えられる。また、ライシャワー事件は、間接的にせよ戦後日本における精神医療史の構築に大きな役割を果たした。たとえば、この事件によって喚起された「若い世代の専門家たち」による収容・隔離と開放の議論は、「精神病者に対するわが国全般の不認識と冷遇とを憤って」いた「かつての精神科医、呉秀三」と結びついていた（内村祐之『わが歩みし精神医学の道』1968年）。「精神病者の野放し」議論に対して、欧米近代的・啓蒙的な人権論の視点から切り返すというよりも、むしろ近代日本の黎明期・発展期における精神医療に規範を求めたことで、今日に連なる日本精神医療の包括的な歴史記述の基盤を形成したと言えよう。